

利用者負担額表 認定こども園・保育所【標準時間認定】

令和7年4月分～令和7年8月分保育料 = 令和6年度市民税を基に算定
 令和7年9月分～令和8年3月分保育料 = 令和7年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正
 単位:円

算定対象となる子ども の年齢上限	階層区分		保育標準時間 負担額(月額)			
			3歳未満児			3歳以上児
			第1子	第2子	第3子以降	
年 齢 上 限 制 無 し ★	1	生活保護世帯等	0	0	0	
	2-1	市民税非課税世帯 ひとり親等	0	0	0	
	2-2		0	0	0	
	3-1	市民税所得割額 非課税世帯 (均等割のみ) ひとり親等	4,000	0	0	
	3-2		9,000	4,500	0	
	4-1	市民税所得割額 10,000円未満 ひとり親等	5,500	0	0	
	4-2		12,000	6,000	0	
	5-1	10,000円以上 48,600円未満 ひとり親等	6,000	0	0	
	5-2		13,000	6,500	0	
	6-1	48,600円以上 57,700円未満 ひとり親等	8,000	0	0	
	6-2		16,000	8,000	0	
	6-3	57,700円以上 60,700円未満 ひとり親等	8,000	0	0	
	6-4		16,000	8,000	0	
	7-1	60,700円以上 72,800円未満 ひとり親等	9,000	0	0	
	7-2		18,000	9,000	0	
	8-1	72,800円以上 77,101円未満 ひとり親等	10,000	0	0	
	8-2		20,000	10,000	0	
	8-3		84,900円未満	84,900円未満	84,900円未満	0
	9	84,900円以上	97,000円未満	22,000	11,000	0
	10	97,000円以上	115,000円未満	24,000	12,000	0
11	115,000円以上	133,000円未満	29,000	14,500	0	
12	133,000円以上	151,000円未満	33,000	16,500	0	
13	151,000円以上	169,000円未満	37,000	18,500	0	
14	169,000円以上	202,000円未満	43,000	21,500	0	
15	202,000円以上	235,000円未満	48,000	24,000	0	
16	235,000円以上	268,000円未満	52,000	26,000	0	
17	268,000円以上	301,000円未満	54,000	27,000	0	
18	301,000円以上	349,000円未満	56,000	28,000	0	
19	349,000円以上	397,000円未満	58,000	29,000	0	
20	397,000円以上		62,000	31,000	0	

・幼児教育・保育無償化により
 3歳児～5歳児は保育料0円

・3歳児～5歳児で■色の階層
 (第1階層～第6-3階層、第7-1階層、第8-1階層)の世帯の子及び第3子以降の子の副食費は免除

★交野市では、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第2子の場合は「半額」、第3子の場合は「無料」とする軽減措置を行っています。

(注：算定対象になる子どもは、生計が同じであることが条件です。)

※上記の階層について国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から数えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

【減額】

1. 8-1階層以下のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。
2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。

(注) 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。

利用者負担額表 認定こども園・保育所【短時間認定】

令和7年4月分～令和7年8月分保育料 = 令和6年度市民税を基に算定
 令和7年9月分～令和8年3月分保育料 = 令和7年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正
 単位:円

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分		保育短時間 負担額(月額)				
			3歳未満児				3歳以上児
			第1子	第2子	第3子以降		
年 齢 上 限 制 無 し ★	1	生活保護世帯等	0	0	0	・ 幼児教育・保育無償化により 3歳児～5歳児は保育料0円 ・ 3歳児～5歳児で■色の階層 (第1階層～第6-3階層、第7-1階層、第8-1階層)の世帯の子及び第3子以降の子の副食費は免除	
	2-1	市民税非課税世帯	0	0	0		
	2-2		0	0	0		
	3-1	市民税所得割額 非課税世帯 (均等割のみ)	3,900	0	0		
	3-2		8,800	4,400	0		
	4-1	市民税所得割額 10,000円未満	5,300	0	0		
	4-2		11,700	5,800	0		
	5-1	10,000円以上 48,600円未満	5,800	0	0		
	5-2		12,700	6,300	0		
	6-1	48,600円以上 57,700円未満	7,800	0	0		
	6-2		15,700	7,800	0		
	6-3	57,700円以上 60,700円未満	7,800	0	0		
	6-4		15,700	7,800	0		
	7-1	60,700円以上 72,800円未満	8,800	0	0		
	7-2		17,600	8,800	0		
	8-1	72,800円以上 77,101円未満	9,000	0	0		
	8-2		19,600	9,800	0		
	8-3	77,101円以上	84,900円未満				
	9	84,900円以上	97,000円未満	21,600	10,800		0
	10	97,000円以上	115,000円未満	23,500	11,700		0
11	115,000円以上	133,000円未満	28,500	14,200	0		
12	133,000円以上	151,000円未満	32,400	16,200	0		
13	151,000円以上	169,000円未満	36,300	18,100	0		
14	169,000円以上	202,000円未満	42,200	21,100	0		
15	202,000円以上	235,000円未満	47,100	23,500	0		
16	235,000円以上	268,000円未満	51,100	25,500	0		
17	268,000円以上	301,000円未満	53,000	26,500	0		
18	301,000円以上	349,000円未満	55,000	27,500	0		
19	349,000円以上	397,000円未満	57,000	28,500	0		
20	397,000円以上		60,900	30,400	0		

★交野市では、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第2子の場合は「半額」、第3子の場合は「無料」とする軽減措置を行っています。

(注：算定対象となる子どもは、生計が同じであることが条件です。)

※上記の階層について国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から数えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

【減額】

1. 8-1階層以下のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。
2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。

(注) 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。

利用者負担額表 小規模保育施設【標準時間認定・短時間認定 共通】

令和7年4月分～令和7年8月分保育料 = 令和6年度市民税を基に算定
 令和7年9月分～令和8年3月分保育料 = 令和7年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正
 単位:円

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分		保育標準時間		保育短時間		第3子以降	
			3歳未満児		3歳未満児			
			第1子	第2子	第1子	第2子		
年 齢 上 限 制 無 し ★	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	0
	2-2			0	0	0	0	0
	3-1	市民税所得割額 非課税世帯 (均等割のみ)	ひとり親等	3,500	0	3,400	0	0
	3-2			8,100	4,000	7,900	3,900	0
	4-1	市民税所得割額 10,000円未満	ひとり親等	4,900	0	4,700	0	0
	4-2			10,800	5,400	10,500	5,200	0
	5-1	10,000円以上	ひとり親等	5,300	0	5,200	0	0
	5-2			48,600円未満	11,700	5,800	11,400	5,700
	6-1	48,600円以上	ひとり親等	7,200	0	7,000	0	0
	6-2			57,700円未満	14,400	7,200	14,100	7,000
	6-3	57,700円以上	ひとり親等	7,200	0	7,000	0	0
	6-4			60,700円未満	14,400	7,200	14,100	7,000
	7-1	60,700円以上	ひとり親等	8,100	0	7,900	0	0
	7-2			72,800円未満	16,200	8,100	15,800	7,900
	8-1	72,800円以上	ひとり親等	8,100	0	8,100	0	0
	8-2			77,101円未満	18,000	9,000	17,600	8,800
	8-3	77,101円以上	84,900円未満					
	9	84,900円以上	97,000円未満	19,800	9,900	19,400	9,700	0
	10	97,000円以上	115,000円未満	21,600	10,800	21,100	10,500	0
11	115,000円以上	133,000円未満	26,100	13,000	25,600	12,800	0	
12	133,000円以上	151,000円未満	29,700	14,800	29,100	14,500	0	
13	151,000円以上	169,000円未満	33,300	16,600	32,600	16,300	0	
14	169,000円以上	202,000円未満	38,700	19,300	37,900	18,900	0	
15	202,000円以上	235,000円未満	43,200	21,600	42,300	21,100	0	
16	235,000円以上	268,000円未満	46,800	23,400	45,900	22,900	0	
17	268,000円以上	301,000円未満	48,600	24,300	47,700	23,800	0	
18	301,000円以上	349,000円未満	50,400	25,200	49,500	24,700	0	
19	349,000円以上	397,000円未満	52,200	26,100	51,300	25,600	0	
20	397,000円以上		55,800	27,900	54,800	27,400	0	

★交野市では、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第2子の場合は「半額」、第3子の場合は「無料」とする軽減措置を行っています。

(注：算定対象になる子どもは、生計が同じであることが条件です。)

※上記の階層について国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から数えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

【減額】

1. 8-1階層以下のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。

2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。

(注) 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。